

# ご存じですか？

## 児童手当

### 児童手当とは？

児童手当は児童を養育している人に、家庭生活の安定と、児童の健全な育成や資質の向上に役立つよう支給される手当です。彦根市では、国民年金課などの窓口で申請し、毎年6月に「現況届」を提出すれば、支給される理由がなくなるまで6月、10月、2月に支給されます。

支給される額は、第1子、第2子が1人につき月額5,000円、第3子以降は10,000円です。

### 支給を受けるには

児童手当は、養育している人からの申請がないと支給されません。支給の要件（下をご覧ください）を満たすと思う人は、国民年金課、支所・各出張所（公務員の人は勤務先）に申請書を提出してください。市外に住所があるときは、住所地の市区町村で申請してください。申請すると、原則として申請した月の翌月分から支給されます。

申請には、年金加入証明、所得証明書、住民票などの書類が必要な場合があります。

年金加入証明は、養育者が厚生年金

（会社員など）・共済年金に入っているときに必要です。

平成15年1月1日に、ほかの市区町村に住所があったときは、その市区町村の発行する、平成15年度（平成14年中の所得）の所得証明書が必要です。

養育している児童が、ほかの市区町村に住所があるときは、その児童の属する世帯全員の住民票の写しが必要です。

そのほかにも、書類が必要になる場合があります。申請時に窓口でお問い合わせください。

### 給付の対象になる児童の年齢が引き上げられる予定です

3月31日現在、支給対象を拡大する改正法案が国会で審議中です。この改正法案が成立すると、支給対象の児童が小学3年生を終えるまで（正確には、9歳になる年度を終えるまで）に拡大されます。申請などについては、改正法案が成立した後で「広報ひこね」などでお知らせします。

問い合わせ先 国民年金課 ☎ 1

411 番内線 138 番、FAX ☎ 1

398 番

## 平成15年度所得制限限度額

（平成14年中の所得に適用）

扶養親族の数	児童手当所得制限限度額	児童手当特例給付所得制限限度額*
0人	301万円	460万円
1人	339万円	498万円
2人	377万円	536万円
3人	415万円	574万円
4人	453万円	612万円
5人	491万円	650万円

《注1》この表は、請求者（児童を養育している人）の所得に適用されます。所得から8万円を引いてあてはめてください。

《注2》所得税法の老人控除対象配偶者か、老人扶養親族がある人は、老人控除の対象となる配偶者や老人扶養親族1人につき6万円ずつこの表の所得制限限度額に加算してあてはめてください。

《注3》扶養親族などの人数が6人以上のときは、1人につき38万円（扶養親族が上の《注2》に該当するときは44万円）を加算してあてはめてください。

※特例給付は、請求者が厚生年金か共済年金に加入しているときに適用されます。

限度額は毎年変わります。平成16年度の限度額は、広報ひこね5月15日号に掲載する予定です

## 児童手当支給の要件

▶彦根市で児童手当の支給を受けるには、次の条件にすべて当てはまる必要があります

### ・彦根市に住所がある

（市外に住所がある人は、住所のある市区町村で手続きしてください）

### ・就学前<sup>\*</sup>の児童を養育している

※正確には、6歳になる年度を終えるまで

### ・所得が一定限度額未満である

（左の表「所得制限限度額」をご覧ください）